

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場で使用する電気 質問回答書

令和6年2月2日

	質問内容	回答
1	契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込みが一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は、超過した契約電力でのご契約となりますが、ご了承くださいいただけますでしょうか。	了承します。
2	ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承くださいいただけますでしょうか。	了承します。
3	電気受給契約書条文中に記載が無い事項を補完するため、当社の基本契約要綱を添付した協議書を締結させていただくことは可能でしょうか。	可能です。
4	現在の世界情勢を受けて燃料価格高騰等による状況変化や国の制度変更等による単価の見直しが行われる場合、協議に応じていただけますでしょうか。	応じます。
5	燃料費調整単価は、管轄区域の一般送配電事業者に準ずるとありますが、国の支援事業等に基づき補助や管轄区域の一般送配電事業者が単価変更を行った場合、協議は可能でしょうか。	可能です。
6	中部電力ミライズ株式会社が実施している電気料金軽減策については、適用いたしません但ご了承くださいいただけますでしょうか。	了承します。
7	入札書に記載する日付の指定（開札日等）はありますか。	入札書を提出する日を記載してください。
8	検針結果（最大需要電力、使用量、30分値データ等）については、弊社WEBサービスに登録いただくことで確認可能となりますので、お客様自身でご確認いただけますでしょうか。（検針票及び請求書は書面により送付いたします。）	了承します。

	質問内容	回答
9	契約書（案）第 15 条-（2）に解約にかかる工事費を協議で決めるとありますが、電気の需給契約にあたっては小売事業者（受注者）が貴所に設備を設置することはないため、条文を削除いただくことは可能でしょうか。（他意がございましたらご教示ください）	可能です。